

令和4年第1回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和4年3月1日

本日の会議 令和4年3月4日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 局長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
係 長 江口美和子君	主 査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総 務 部 長 日名子達也君
企 画 財 政 部 長 森川寛子君	建 設 産 業 部 長 山口新吾君
住 民 福 祉 部 長 栗山浩二君	健 康 保 険 部 長 志田純子君
水 道 局 長 田中一之君	会 計 管 理 者 宮崎伸之君
教 育 次 長 山本昭彦君	教 育 委 員 会 理 事 田中真君
総 務 課 長 村田ゆかり君	秘 書 広 報 課 長 中村元則君
契 約 管 財 課 長 和田弘君	地 域 安 全 課 長 荒木秀一君
政 策 企 画 課 長 荒木隆君	財 政 課 長 木須紀彦君
税 務 課 長 村田佳美君	収 納 推 進 課 長 小川貴弘君
土 木 管 理 課 長 山崎昇君	都 市 計 画 課 長 山崎禎三君
産 業 振 興 課 長 川内佳代子君	福 祉 課 長 山口聡一朗君
こ ども 政 策 課 長 宮司裕子君	住 民 環 境 課 長 中尾盛雄君
健 康 保 険 課 長 藤崎隆行君	介 護 保 険 課 長 細田愛二君
上 下 水 道 課 長 渡部守史君	教 育 総 務 課 長 森本陽子君
生 涯 学 習 課 長 北野靖之君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 福本美也子君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時28分

令和4年第1回長与町議会定例会
議事日程（第4号）

令和4年3月4日（金）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	1	令和3年度長与町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて	—
2	2	令和3年度長与町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて	—
3	3	長与町企業立地促進条例	※産業
4	4	長与町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例	※総務
5	5	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	※総務
6	6	長与町分担金徴収条例の一部を改正する条例	※産業
7	7	長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例	※総務
8	8	長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	※産業
9	9	長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
10	10	町道路線の廃止について	※産業
11	11	町道路線の認定について	※産業
12	12	令和3年度長与町一般会計補正予算（第13号）	※総務 ※産業
13	13	令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※総務
14	14	令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※総務
15	15	令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）	※総務
16	16	令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	※産業
17	17	令和4年度長与町一般会計予算	※総務 ※産業
18	18	令和4年度長与町駐車場事業特別会計予算	※総務
19	19	令和4年度長与町国民健康保険特別会計予算	※総務
20	20	令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	※総務

2 1	2 1	令和4年度長与町介護保険特別会計予算	※総務
2 2	2 2	令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	※産業
2 3	2 3	令和4年度長与町水道事業会計予算	※産業
2 4	2 4	令和4年度長与町下水道事業会計予算	※産業
2 5	2 5	長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について	—
2 6	発委1	ロシアによるウクライナ侵攻に対し厳重に抗議する決議	—

※付託予定の委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第1号令和3年度長与町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第1号令和3年度長与町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第2、議案第2号令和3年度長与町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第2号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第2号令和3年度長与町一般会計補正予算（第12号）の専決

処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第3、議案第3号長与町企業立地促進条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

内村議員。

○7番(内村博法議員)

今回初めての条例なんで、少し質疑をさせていただきたいと思います。まずこの促進条例を作ったその背景の一つ伺いたいということと、それから、もう一つ、長与町には長与町工場等設置奨励条例が作られているわけですね。それとの関係で恐らく重複する部分もあるだろうということで、この企業立地促進条例の第6条第2項にこう書いてあるんですけども、併給はできないと、重なった場合はですね。そういう文言が謳われていますんで、恐らく被るところが出てくるんじゃないかなと思うわけですよ。そこで、この工場等設置条例が別にあるわけですけども、これとの差異は何になるのかということが一つ関係するわけですね。そこのところを説明、お願いしたいと。それから3点目は、もし被ることであれば、もう条例を一緒にした方が良かったのじゃないかなと私は思っているわけですよ、工場等設置奨励条例ですかね。既存の条例と一緒にされた方が良かったんじゃないかなと思うわけですけども。それをしなかった理由は何なのかということですよ。このまず3点をお伺いしたいと思います。

○議長(山口憲一郎議員)

川内産業振興課長。

○産業振興課長(川内佳代子君)

まず、背景についてでございますが、長与町で第10次総合計画を立てるに当たり、雇用の促進、あとは企業立地というものが目標に掲げてあります。これにつきまして、先程議員からも名前が出ました工場等設置奨励条例の方では対応できない小さな、いわゆる家賃とか、雇用とかを加味したところが網羅できないということで、今回この条例の制定をお願いをするところでございます。こちらの目的といたしましては、この条例を使った企業が長与町に立地をしていただき周りの商工業の発展もございまして、そこで雇用された方々の所得が向上することで町内の商業、工業の活性化にも繋がっていかればと思っております。この条例を上程しているところでございます。また、2番目の工場等設置奨励条例との被るところでございますが、工場等設置奨励条例につきましては長与町に土地を購入していただき、そちらの方に建物を建てていただく。固定資産を納めていただいたものを奨励金ということで奨励しますというところでございます。雇用の要件といたしましては10名以上になっているところでございます。今回は先程も申しましたように事務所でも結構なんですけど、そういう所の空き店舗を利用していただきました所につきまして

ては、家賃の助成を考えているところでございます。また雇用につきましては、2名以上をしていただくということになっております。付け加えます。家賃の助成につきましても雇用は町民の雇用を1名以上ということで、規模の方を少し小さな事業所でも助成が受けられるようにということで考えておりました。当初、工場等設置奨励条例の方に組み込むというような案もございましたが、土地を購入していただいて固定資産税を納めていただいた分を奨励するというものと、今回は雇用していただいて家賃の方、雇用の賃金の方を助成するというので、助成の基になるものが変わってまいりますので、あえて別々の条例制定をお願いするところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

趣旨はよく分かりました。一つ言えるのは立法形式、条例形式もいろいろ考え方がありますから、別に分けたという理由は今の御説明で分かりました。ただ、この業種を見ますと今回の企業立地促進助成条例ですか、工場等設置奨励条例とほぼ同じになっているんですね、対象業種が。違うのは何かというと、情報通信業と飲食サービス業が明記されているんですね。ここが大きな違いだろうと思うんですけども。まずその対象業種が追加された理由ですね。それから2点目は、先程、固定資産税を免除して、そして工場を奨励していくということになるんですけども、この土地の取得が工場等設置奨励条例では全面的に打ち出されているんですけども、今回の長与町企業立地促進助成条例も土地を買って設備を投資する分も出てくるわけですね、この条例を見ますと。だから、その違いが少し分からないところがあるわけですね。工場等設置奨励条例では土地が全面的に出ているんですけども、今回の長与町企業立地促進助成条例では施設の設置と書いてあるわけですけども、施設の設置も土地を買って施設を造る場合もあるわけですね。だからその違いは何なのか、ちょっと私もまだすっきりしないところがあるわけですけども、その辺りもう少し御説明お願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

まず1点目の業種の追加理由でございます。今回の助成金につきましては情報通信業、飲食サービス業を追加をさせていただいておりますが、この理由といたしましては、まず情報通信業につきましては長与町がIT等を推進していくというところがございます、こちらの方を追加をさせていただいております。また、飲食サービス業につきましては、今回、家賃の助成も入ってまいります。長与町に飲食業が進出をされた場合、まず居抜きと言って元々飲食店だった所が空き店舗になった場合にそちらに入ってください。土地の購入ではなくて入っていただくことが多いかと思います。なので、飲食業の発展、飲食業の増加というのも視野に入れて、こちらの方、追加をさせていただいているところ

でございます。それから工場等設置奨励条例の方では大きな土地を購入していただきまして、2,500万円以上の投下資産を投下していただいているところが長与町に腰を据えていただくということで、条例の制定があっているかと思えます。今回の助成条例につきましても議員がおっしゃいますとおり土地を購入し、家を建てて、そちらの方を事務所とかにして、そちらで新規で事業していただいた分につきましても雇用が2人以上であれば雇用の助成金を受けられるというところがございますが、今回の分につきましては賃貸借をしていただいた家賃の助成金と、あとは2名以上雇用していただいた分についての雇用の助成金ということで、土地を購入していただいた分につきましては、あくまでも工場等設置奨励金の方で10名以上雇用をしていただいた分につきましてはの奨励金にとどめたいというような考えに基づきまして、今回、別にさせていただいているところがございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

最後ですけれども、この建物等賃借助成金があるわけですけれども、この賃借の条件で、これは何年とか年限はあるわけですか。それだけ質疑をして最後にしたいと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

建物の賃借については、対象となる助成対象の分につきましては1年分の家賃というふうになっておりますが、指定の取消し等につきまして、操業開始後3年以内に撤退等された場合は助成金を返してくださいとさせていただいております。操業開始前なので3年以上になるかもしれないんですが、基礎といたしましては3年以上、そちらの方に事務所もしくは店舗を構えていただくということを基本としております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

松林議員。

○2番（松林敏議員）

2点質問したいと思います。まず交付時期なんですけれども、操業開始の日の属する年度の翌々年度、再来年ですね。会社を起こそうとする人は初期費用が必要ということで、それを促進するための条例だと思うんですけれども、これだと全然スピード感がないと思えますか、再来年助成金をもらえるから会社を起こそうという気にはならないかと思うんですけれども、ここをもうちょっと早めることができないかという点と、あと助成の対象事業ですね。飲食サービス業が入っているんですけれども、ほかの自治体とかを幾つか調べてみたんですけれども、飲食サービス業が入っている自治体は無かったんですね。やっぱり、新しい飲食店ができるとお客さんを取られるって言ったならあれですけど、ゼロサムゲー

ムみたいなもので、そういう既存の所のマイナスの影響が出るんじゃないかなということで、ほかの自治体は、飲食サービス業は助成の対象にしてないと思うんですよね。それをわざわざ入れているのに何か意図があるのか、お教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

操業開始の翌々年度としたものにつきましては、近隣市町、あとは同じような条例を全国でされている所がございまして、そういう所を研究させていただきましたところ、1年間操業したあとに助成金を支給している所が多ございましたので、そちらに倣って条例の制定をさせていただいているところでございます。また、飲食店についてわざわざ追加したのはどういうことかというところでございますが、議員がおっしゃいますとお取り合いも考えられるところではございますが、町民からの意見といたしましては、やはり「飲食店が少ない」というところが一つのネックになっているかと産業振興課としては感じているところでございます。今回、取り合いにならないように、ほかの既存の事業者につきましては商工会を通じていろいろな助成がございまして、そちらを使っただく。新しい所につきましては家賃の収入ですね。半分になります、そちらの方で長与町に新たな風を入れていただきたい、飲食業に入れていただきたいというところもありまして、飲食の方を入れさせていただいているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

飲食業なんですけども、やっぱりここ2年程度のコロナの影響で休業や閉店に追い込まれている店舗がある中、今現在、時間短縮の営業のお願いをしている状態である中で、本当に新規店舗に助成をするのかというのと、あと新規店舗が幾つか出来たところで、それを上回る店舗が閉店する可能性もあるんじゃないかと自分は思っているんですよね。その辺はどのようにお考えかお教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

現在、時短協力金と言いまして、協力をお願い、要請のお願いをさせていただいているところでございます。こちらについては県とも連携をしながら、コロナに対する売り上げの減少については、飲食店につきましては、助成をさせていただいているところでございます。今後もこのようなことがございましたら県と西そのぎ商工会とも連携を取りながら、対策を考えていきたいと思っております。また、飲食店を入れたことによってほかの飲食店が閉店に追いやられたらというような御心配でございますが、こちらにつきましてもこの助成条例を設置するに当たり、商工会とも内容を吟味させていただいております。

す。飲食店、今ある部分につきましての経営計画等につきましても、西そのぎ商工会の方でバックアップをいただけるということでございます。閉店に追いやられないように既存の飲食店のバックアップができるように長与町といたしましても、注視をしてみたいと思っております。新しい飲食店が増えることで、町民の皆様が長与町の中でいろいろ楽しみを見つけていただければというような思いもございますので、よろしくお願ひしたいところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、産業文教常任委員会に付託いたします。

日程第4、議案第4号長与町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第5、議案第5号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

今回の条例は、国民健康保険税の未就学児の均等割を軽減するという形の条例であります。それで、今回この条例で軽減される世帯がどれくらいあるのか。そこと、あと今回の軽減に対する財政措置、これは全額国から軽減される費用が負担されるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

今回の条例改正によって該当となる乳幼児の数なんですけれども、こちらが190名を予定しております。それから財政措置に関しては国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村4分の1になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

数字でもしあれば出していただければと思うんですけども、今回、5割の軽減をするという方なんですけども、こうした場合モデル世帯でどれくらいの保険税の引き下げになるのか。あれば教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

モデル世帯という試算はしておりませんので全体として申し上げますと、影響額は240万円ほどの軽減額になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6、議案第6号長与町分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第7、議案第7号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

議案第7号長与町敬老祝金支給条例の改正について質問いたします。提案理由の説明におきまして交通費補助と健康づくり補助で、70歳以上の方へ現在1,500円分の交付を行っているものを2,500円にするに当たり、今回の改正を行う。77歳の祝金を廃止し、100歳の方の金額を3万円削減という内容だと思いますが、私自身、昨年9月の一般質問でこの1,500円の補助をもう少し増やせないかという提案もしまして、この増額は多いに良いことだと思うんですが、高齢化が進む中で祝金の改定も必要ということもあろうかと思い一定の理解はいたしますが、もう少し詳しくお聞きします。1,500円の補助を2,500円にするには、対象者の現在の数を掛けると概算で、間違っていたら申し訳ないんですが860万円ぐらい増額になるのかなと思うんですが、この77歳の祝金を廃止すると1月末時点で77歳の方の数で計算すると214万5,000円の削減になりますが、これ例えばなんですが77歳の方への5,000円はそのまま、88歳の方の祝い金を半分の1万円ぐらいにした場合に200万円ぐらいの削減になると思うんですが、そうではなくて今回の改定内容になっていますが。決して今申し上げた形の方が良いという意味ではなくて、削減するにもいろいろなパターンがあり得たと思うんですが。そこで伺いたいのが、今回の支給内容の変更の内容ですね、77歳をやめにして、あと100歳を減額、88歳はそのままという根拠を伺いたいのと、この改定に当たっていわゆる高齢者、町内の方からアンケート等何らか声を聞いたのかということ。あと100歳の方を3万円削減しても削減の分でいうとせいぜい20万円、30万円しか年間にならないと思うんですが、ここをあえて削減する必要があったのか。100歳とい

う長寿をお祝いする気持ちは残しておいてもよかったのではないかと思うんですが。77歳の方を廃止して一定のまとまった額を削減するだけでなく、100歳の方の分もどうしても減らさなければいけなかったのか、この点です。もう1点が2,500円への助成拡大に当たって、以前の一般質問でも提案しました保険者機能強化推進交付金であったり、介護保険保険者努力支援交付金など活用することで行えなかったのか。もしくは今回の2,500円の増額に当たって、こういう交付金も一部活用しての増額なのか。これをお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一朗君）

まず1点目の77歳の金額の変更についてでございますけれども、77歳につきましては、やはり長寿をお祝いをするという敬老祝金という趣旨から考えまして、現在令和2年度の平均寿命で申し上げますと男性が81.64歳、女性が87.74歳、こういったことも鑑みまして、今回廃止という形でさせていただきたいと思っております。2点目、町民の声を聞いたのかという話でございますけれども、幅広く声を聞くために高齢者が集まる場に出向いて説明をしたいというふうに考えておりましたけれども、結果的には老人クラブ連合会の理事会に出向き、説明させていただきました。その際に賜った意見の中で同級生の話がございます、基準日が9月1日になっておりますので同級生の中でもらえる人、もらえない人がいるのではなかろうかという話が出ました。それにつきましては、確かに同級生の間では情報の交換も日頃から行っておりますし、先に生まれた方だけもらって、あとの方がもらわないというのはいかなるものかというふうに思いましたので、敬老祝金につきましては廃止をいたしますけれども、交通費、健康づくり助成券で5,000円分を別途支給させていただきたいと考えております。3点目ですけれども、100歳の長寿をお祝いするのという話でございますけれども、町としては100歳の長寿をお祝いをするという気持ちは何ら変わりはありません。現在もお誕生日当日に町長が直接出向きお祝い品と祝い金、賞状をお渡しし、記念撮影を行って広報等にも掲載させていただいております。また国と県からも同様にお祝いの賞状であったりとか、祝いの品もございます。引き続き、敬老のお祝いの方は続けていきたいと思っておりますので、金額につきましては高齢者に関する事業を継続的に実施をしていきたいというふうに考えておりますので、そういった観点から総合的に見直しを実施したところでございます。もう一つ説明を加えますけれども、今回増額をするために敬老祝金の削減を行いましたけれども、令和4年度の予算をベースに考えますと、敬老祝金の削減の金額が246万円、高齢者交通費健康づくり助成金の増額分が752万8,000円となっております。ですので、事業見直し前後で比較をいたしますと、高齢者に関する事業では488万8,000円の増額となっております。この点を御理解いただいた上でお話を聞いていただきたいと思います。4点目、介護保険の保険者機能強化交付金でございますけれども、そちらを

今回活用させていただきまして、財源を補填したいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

御説明はある程度は分かったんですが、最後の保険者機能強化推進交付金を活用しても増額分752万円、要するに交付金を活用した上で、さらに祝金を減額しないと今回の1,000円の補助増はできなかったのか。これをお答えいただければと思いますが、お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

今回の増額分につきましては全額を補うことは困難でございましたので、その点を理解いただき敬老祝金の方は一定削減をさせていただきたいと考えております。また当然、検討に当たりましては近隣の自治体の状況も鑑みまして行っており、先程ちょっと申し上げませんでしたけれども、100歳の祝金につきましては県内15自治体で実施をしております。その中で5万円の自治体が15自治体のうち8自治体となっており、金額から申し上げますと平均的な金額なのかなと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

一定の理解はいたしますが、この内容を理解していただく必要があるのが町民だと思うんですね。なので今御説明していただいたような内容に近い、こういったところを増額する、どうしてもそれをするにはやむを得ずこちを減らすとかしなければいけなかった。こういったものを理由も含めて、内容変更になることを相当慎重にというか丁寧というか、町民への説明、周知が必要と思うんですが。広報、SNSだけじゃなくて回覧板とか、何か高齢者が特に見るような、知れるようなもので周知が必要と思いますが、その辺りはどう予定されていますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

今おっしゃられましたように、まず広報等で周知をしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、広報だけではなかなか伝えきれない部分もございますので、今後も機会があれば出向いて行きまして、それと同時に皆様の御要望も聞きながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8、議案第8号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第9、議案第9号長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10、議案第10号町道路線の廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第11、議案第11号町道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第12、議案第12号令和3年度長与町一般会計補正予算(第13号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木議員。

○1番(八木亮三議員)

議案第12号令和3年度長与町一般会計補正予算(第13号)につきまして、私の所属します産業文教常任委員会所管ではない部分につきまして2点質問いたします。説明書の24、25ページ、こども政策課の所管だと思いましたが、3款2項1目18節の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金が2,415万円減額ですが、もし間違っていたら御指摘いただきたいんですが、こちらは主に非課税世帯に対して市町村が主体となって給付する給付金で、今年度一般会計補正予算(1号)で計上された4,100万円のものだと思うんですが、こちら課税情報が確定したら速やかに給付するというもので申請が不要だったと思うんですが、この予算に対して約6割が減額となっている理由をお伺いします。予算計上時の4,100万円の算出の根拠も含めて。もう1点が26、27ページ、4款1項2目12節委託料、健康保険課の感染症予防費ですが、この

予防接種委託料など、こちら新型コロナワクチンの接種に係るものとの御説明、提案時にありましたが、対象者がどの分の予算か。来週の月曜日から5歳から11歳までの子どもにも接種券が送付され、子どもの1回目の集団接種が今年度内、3月19日にスタートする予定かと思うんですが、その分であるのか。もしくは、もう1回、2回接種して16歳以上の複数回目の接種に当たるものなのか。この2点お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

議員おっしゃるとおり1号補正におきまして、対象者を非課税世帯ということでとりあえずは820名見込んでおりました。現在、実際に支給を行っている方が127世帯、261名に実際支給を行っております。2月下旬までの出生者と出生届を提出していない乳児21名分と、それに少し予備分を加えて今回は実績見込みを1,685万円として、差額の2,415万円分を減額しております。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

4款1項2目感染症予防費委託料の予防接種委託料ですが、新型コロナワクチンの委託料になるんですけれどもこちらは18歳以上の3回目の委託料で、御存じのとおり相当前倒しになっておりますので前倒し分ということで今回計上をさせていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうすると、まず子育て世帯に対する給付金の方なんですけど、最初の1号補正のときの820名というのはどういう予測で算出した予算額なのかということと、ワクチンの方については今月中に子ども5歳から11歳までの分も始まりますが、そちらに関しては追加補正しなくてももう行えるということで間違いはないのか。この2点をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今回の非課税世帯のみではなくて世帯の家計の急変世帯も実際に支給をしないといけなかったものですから、少し人数を多めに算定をさせていただいております。私が先程言った216名というのが実際に積極支給、プッシュ型で支給をした人数になりまして、それに家計の急変の方々も含まれておりますので、児童数としては316名を想定しております。少し多めに計上をさせていただいたので、820名という数字が大きく出ているということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

5歳から11歳までの小児の接種の件ですけれども、こちらにつきましては12月議会時に既に計上をさせていただいていまして、接種券の作成の費用、郵送の費用、それから接種費用、全て12月の補正で計上しております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会に分割付託します。

日程第13、議案第13号令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第14、議案第14号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第15、議案第15号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第16、議案第16号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第17、議案第17号令和4年度長与町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会に分割付託します。

日程第18、議案第18号令和4年度長与町駐車場事業特別会計予算を議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第19、議案第19号令和4年度長与町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第20、議案第20号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第21、議案第21号令和4年度長与町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第22、議案第22号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第23、議案第23号令和4年度長与町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第24、議案第24号令和4年度長与町下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第25、議案第25号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第25号は、会議規則第39条第3項

の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第25号の討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第25、議案第25号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

お諮りします。ただいま各常任委員会に付託しました議案第3号から議案第24号までの22件は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第3号から議案第24号までの22件は、3月15日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

各常任委員長は、審査の結果を3月15日までに議長に報告願います。

日程第26、発委第1号ロシアによるウクライナ侵攻に対し厳重に抗議する決議を議題とします。ただいま議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

岩永議会運営委員長。

○10番(岩永政則議員)

それでは説明申し上げます。発委第1号ロシアによるウクライナ侵攻に対し厳重に抗議する決議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。御承知のとおり去る2月24日ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が開始され、攻撃されるウクライナの凄惨な状況が連日報道されております。また、今回の軍事侵攻に際し、ロシアのプーチン大統領は核兵器の使用を示唆する発言をし、核兵器の脅威を背景に威嚇し、武力で抑えつけようとする暴挙は先の大戦で原爆により被害を被り、その当事者として核兵器の廃絶と紛争と戦争の無い世界の実現を強く訴えてきた本町にとって、到底看過できるものではありません。よって、別紙決議案を提案し、長与町議会として機関意思決定を行うものであります。議員各位の御賛同を賜りますようよろしく申し上げ、提案理由といたします。

○議長(山口憲一郎議員)

ただいま議題となっています発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略します。

お諮りします。本案については、昨日の全員協議会で協議調整済みでありますので、質疑、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、発委第1号は、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから日程第26、発委第1号ロシアによるウクライナ侵攻に対し厳重に抗議する決議を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、決議書の送付については、議長に一任願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。明日以降、委員会審査のため本会議を休会し、3月16日定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。皆様お疲れさまでした。

(散会 10時28分)